

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

第13回農業委員会総会議事録

令和3年7月29日

佐呂間町農業委員会

議事録署名委員	12	青野英一郎	委員
	13	田村通啓	委員

第 13 回 農業委員会 総会議事録

1. 開催年月日 令和 3 年 7 月 29 日 午後 1 時 30 分～午後 2 時 15 分

2. 開催場所 佐呂間町役場 2 階会議室

3. 議長の職氏名 佐呂間町農業委員会会長 大澤 好幸

4. 書記の職氏名 佐呂間町農業委員会事務局長 中村 直樹

佐呂間町農業委員会農地係長 阿部 真

佐呂間町農業委員会事務員 谷口 義春

5. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
		9	橋本 聡
		10	和泉 茂樹
3	山口 浩之		
		12	青野 英一郎
5	山前 満	13	田村 通啓
6	中谷 由広	14	山田 裕之
		16	大澤 好幸

6. 欠席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	齊藤 浩明	11	平川 智司
2	小西 利幸	15	堀北 勝美
4	田中 裕二		
7	川村 良則		
8	今部 好幸		

7. 議事日程

議事録署名委員の指名

議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第 3 号 現況証明願いについて

報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について

報告事項第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について

報告事項第 3 号 農用地利用配分計画の認可について

事務局 長	只今から、13回農業委員会を開催いたします。 出席委員は、16名中9名で、総会は成立しております。
議 長	議事録書名委員の指名を行います。 署名委員は、12番 青野委員さん、13番 田村委員さんを指名いたします。 それでは、議事に入りたいと思います。 報告事項第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について このことについて、事務局の説明を求めます。
事 務 局	報告事項第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について 下記の者より、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので受理し、受理通知書を交付したので報告します。 番号1 土地の所在が大成 85番1外5筆、現況地目が畑で合計面積 35,446㎡、届出者 大成 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和3年5月7日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は無です。 番号2 土地の所在が共立 379番1外6筆、現況地目が畑で合計面積 38,031㎡、届出者 札幌市 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和元年10月28日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は有です。 番号3 土地の所在が共立 414番1外3筆、現況地目が畑で合計面積 9,157㎡、届出者 共立 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和3年1月22日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は無です。 以上です。
議 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。
各 委 員 議 長	———異議なし——— 報告事項第1号は原案どおり承認いたします。 報告事項第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について このことについて、事務局の説明を求めます
事 務 局	報告事項第2号農地法第18条第6項の規定による通知の報告について 下記の者より、農地法第18条第6項の規定による通知があったので、報告します。 番号1 土地の所在が富武士 483番外14筆、現況地目が畑で合計面積 55,241㎡、契約期間は平成23年8月31日から令和3年8月31日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和3年5月24日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人 ●●●●●●●●。解約後は売買です。 番号2 土地の所在が知来 677番1外3筆、現況地目が畑で合計面積 52,653.67㎡、契約期間は平成25年8月28日から令和5年8月31日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和3年6月10日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は売買です。 番号3 土地の所在が朝日 177番1外5筆、現況地目が畑で合計面積 54,471㎡、契約期間は平成23年3月31日から令和3年3月31日まで、合意解約の成立の日・引渡し

		<p>の日は令和3年6月16日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。</p> <p>番号4</p> <p>土地の所在が朝日24番3、現況地目が畑で合計面積7,532㎡、契約期間は平成23年3月31日から令和3年3月31日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和3年6月16日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。以上です。</p>
議	長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。</p> <p>何か質問等、ありませんでしょうか。</p> <p>質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。</p>
各	委員	<p>———異議なし———</p>
議	長	<p>報告事項第2号は原案どおり承認いたします。</p> <p>報告事項第3号農用地利用配分計画の認可についてこのことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事	務	<p>報告事項第3号農用地利用配分計画の認可について</p> <p>下記の農用地利用配分計画の認可について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定により、北海道知事より通知があったので、報告します。</p>
		<p>番号1</p> <p>利用権の設定等を受ける者が、武士 ●●●●さん。土地の所在が、中園72番1外6筆、現況地目は畑で合計面積37,129㎡。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。認可年月日が令和3年4月1日、設定期間は令和3年4月15日から令和7年11月30日までの5年間、賃貸料は年額130,000円、10㎡当たり3,500円です。この配分計画については、2月の総会で協議いただき、意見を提出していた案件です。</p> <p>番号2</p> <p>利用権の設定等を受ける者が、武士 ●●●●さん。土地の所在が、中園77番1外11筆、現況地目は畑で合計面積122,390㎡。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。認可年月日が令和3年4月1日、設定期間は令和3年4月15日から令和7年2月28日までの4年間、賃貸料は年額550,000円、10㎡当たり4,500円です。この配分計画については、2月の総会で協議いただき、意見を提出していた案件です。</p> <p>番号3</p> <p>利用権の設定等を受ける者が、武士 ●●●●さん。土地の所在が、中園135番11外1筆、現況地目は畑で合計面積40,060㎡。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。認可年月日が令和3年6月29日、設定期間は令和3年6月30日から令和7年2月28日までの4年間、賃貸料は年額180,000円、10㎡当たり4,400円です。この配分計画については、5月の総会で協議いただき、意見を提出していた案件です。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。</p> <p>何か質問等、ありませんでしょうか。</p> <p>質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。</p>
各	委員	<p>———異議なし———</p>
議	長	<p>報告事項第3号は原案どおり承認いたします。</p> <p>次に、議案の審議に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について</p>

このことについて、事務局の説明を求めます。

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

農地法第4条の規定に基づき、下記の者より農地転用の許可申請があったので、可否について審議願います。

番号1

土地の所在が仁倉956番4外2筆、現況地目が畑で合計面積46,556㎡、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地であることから2種農地と判断されます。

申請者は●●●●さん、申請理由は植林、土地利用計画は農業振興地域の農用地区域外です。費用は3,106,000円、資金計画は残高証明書を確認しています。申請地は三方が山林に囲まれた急傾斜地で、農作業には危険が伴い、今後も利用される見込みがないことから、転用はやむを得ないと考えられます。この案件につきましては、7月20日関係農業委員さん立会いのもと現地調査を実施しております。

なお、今回の申請については申請面積が4haを超えることから、許可権者が知事となり、農林水産大臣との協議が必要な案件となります。そのため、この総会で可決されましたら、北海道農業会議の意見聴取を行った後、意見書を添えて、北海道知事に進達することとなります。

図面で説明いたしますと、(1ページ)です。

申請地につきましては、道道仁倉端野線南側仁倉12号付近の土地となります。以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。

青野委員

何か質問等、ありませんでしょうか。

事務局

何年も耕作していない土地だったのですか。

青野委員

しばらく耕作されてなかった土地です。

事務局

費用がおよそ300万円とのことですが、何の費用ですか。

カラマツ8,780本を植林する予定で、そのための費用です。転用許可の要件として、転用行為を行うために必要な資力が認められることとということがあるため、残高証明や融資保証などを確認しています。

議長

ほかに質問はありますか。

各委員

質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。

議長

———異議なし———

議案第1号は原案どおり決定いたします。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

このことについて、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐呂間町長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。

番号1.

利用権の設定等を受ける者が、富武士 ●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が富武士 ●●●●さん。土地の所在が富武士613番2外1筆、現況地目が畑で合計面積27,305㎡です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は2,184,400円、10㎡当りの単価は、80,000円です。あっせん会につきましては、令和3年6月13日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと(2ページ)です。申請地につきましては、道道富武士佐

呂間線西側富武士 8 号付近の土地です。
 番号 2.
 利用権の設定等を受ける者が、富武士 ●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が富武士 ●●●●さん。土地の所在が富武士 483 番外 14 筆、現況地目が畑で合計面積 28,367.14 m²です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 2,269,371 円、10 ㎡当りの単価は、80,000 円です。あっせん会につきましては、令和 3 年 6 月 13 日から 1 回実施しております。
 図面で説明いたしますと（3 ページ）です。申請地につきましては、道道富武士佐呂間線、旧富武士小学校の向かい側の土地です。
 番号 3.
 利用権の設定等を受ける者が、知来 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が永代町 ●●●●さん。土地の所在が知来 677 番 1 外 3 筆、現況地目が畑で合計面積 52,698 m²です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 4,089,000 円、10 ㎡当りの単価は、77,600 円です。あっせん会につきましては、令和 3 年 6 月 15 日から 2 回実施しております。
 図面で説明いたしますと（4 ページ）です。申請地につきましては、道道知来東線、佐呂間市街側から入って 1.2km ほどの土地です。
 番号 4.
 利用権の設定等を受ける者が、朝日 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が比布町 ●●●●さん。土地の所在が朝日 177 番 1 外 5 筆、現況地目が畑で 54,471 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 3 年 7 月 30 日から 10 年間、賃貸料は年額 168,000 円、10 ㎡当たり 3,100 円で、前は 3,100 円でした。あっせん会につきましては、令和 3 年 6 月 17 日から 1 回実施しております。
 図面で説明いたしますと（5 ページ）です。
 申請地につきましては、朝日 12 線道路の両側、朝日 35 号付近の土地となります。
 番号 5.
 利用権の設定等を受ける者が、朝日 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が朝日 ●●●●さん。土地の所在が朝日 24 番 3、現況地目が畑で 7,532 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 3 年 7 月 30 日から 10 年間、賃貸料は年額 30,000 円、10 ㎡当たり 4,000 円で、前は 4,000 円でした。あっせん会につきましては、令和 3 年 6 月 17 日から 1 回実施しております。
 図面で説明いたしますと（6 ページ）です。申請地につきましては、朝日大昭寺付近道道留迎薬浜佐呂間線を挟んで南側の土地となります。
 以上です。

議 長
 大 澤 委 員
 議 長
 各 委 員
 議 長

事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
 何か質問等、ありませんでしょうか。
 番号 1、番号 2 の売買価格について、両方 8 万円と設定しましたが、設定の根拠としては、基本となる額を 10 万円と設定し、そこから、間に水路があり分断されている、もと川だった場所で湿地になっているといった理由で、減額して 8 万円としました。
 他に質問はありますか。
 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
 ———異議なし———
 議案第 2 号は原案どおり決定いたします。
 議案第 3 号 現況証明願について

	<p>このことについて、事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 議案第3号 現況証明願について 下記の者より、現況証明の願い出があったので、可否について審議願います。 番号1. 土地の所在が川西213番1外3筆、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は山林と雑種地、合計面積10,627㎡、所有者 ●●●●さん、願出人川西 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。 図面で説明いたしますと(7ページ)です。申請地は、道道計呂地若佐線●●●●さん住宅周辺の土地と、そこから500mほど北西側の土地となります。 番号2. 土地の所在が川西434番1外4筆、公簿地目が牧場と畑と田、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は原野と山林、合計面積24,013㎡、所有者 ●●●●さん、願出人川西 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。 図面で説明いたしますと(8ページ)です。申請地は、川西42号道路突き当たり付近の土地となります。 番号3. 土地の所在が富富士731番2外3筆、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は原野、合計面積17,543㎡、所有者 ●●●●さん、願出人富富士 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。 図面で説明いたしますと(9ページ)です。申請地は、国道238号線沿い、ホテルルートインジャパンから200m程度富富士よりの土地となります。 番号4. 土地の所在が仁倉814番11外3筆、公簿地目が牧場、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は山林、合計面積3,991㎡、所有者 ●●●●さん、願出人仁倉 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。 図面で説明いたしますと(10ページ)です。申請地は、道道仁倉端野線南側、●●●●さんの住宅の奥の土地となります。 番号5. 土地の所在が若里589、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は原野、合計面積12,044㎡、所有者 ●●●●さん、願出人若里 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。 図面で説明いたしますと(11ページ)です。申請地は、若里北幹線道路、佐呂間市街側から峠を越え下り始めて500mほどの土地となります。 以上です。</p>
議長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
各委員	——異議なし—— 議案第3号は原案どおり決定いたします。 その他
各委員	各委員さんの方から何かありませんか。 ——ありません—— なければ第13回農業委員会総会を終ります。